

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-060008-01-02

事業名	県外事務所費	事業番号	02	課係名	産業政策課 総務班	係番号	01
-----	--------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県外事務所の管理運営に要する経費</p> <p>(2) 現状 県外における本県物産の販路拡大、観光の振興においては、民間の経済主体も着実に力を付けているが、総合的な窓口としての役割や個々の分野との連携等、依然として行政の支援が必要とされている。県外企業の誘致も引き続き県の重要な課題である。また、県人会等関係団体からの支援も強く求められている。</p> <p>(3) 方法 所管地域における物産の紹介・斡旋・販路拡大、観光の宣伝、紹介、企業誘致、雇用対策、関係団体への対応、県行政の推進に必要な調査及び情報の収集を行う。</p> <p>(4) 目標 県内産業の活性化 観光入域客数のさらなる増加 県外就職の推進による失業率の低下</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 受益者が不特定である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 単独市町村を越える能力が必要。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>47,578</td> <td>46,457</td> <td>46,938</td> <td>43,228</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 県外事務所費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	47,578	46,457	46,938	43,228	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	47,578	46,457	46,938	43,228												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 県が自立していくためには、産業の活性化が必要であり、県産品の県外での売り込み、観光客の積極的な誘客、企業の誘致、若年労働者を中心とした雇用の場を県外に確保することが必要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和43年10月, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 所管地域における観光と物産の紹介・斡旋・販路拡大、関係団体との連絡調整、その他県行政の推進に必要な調査及び情報収集等</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 所管地域の沖縄知名度向上 県人会等関係団体との良好な関係の維持</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 所管地域における観光と物産の紹介・斡旋・販路拡大、関係団体との連絡調整、その他県行政の推進に必要な調査及び情報収集等</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 観光誘客の上昇等が図られている。 県人会等関係団体と良好な関係を維持</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 現在の事業内容 新たなニーズに対応した行政活動 民間の経済主体、外郭団体が県外の市場で定着するまで</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 自立型経済の構築、産業の振興、失業率の低下に貢献</p>
---	--	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 産業政策課 総務班				
評価責任者	産業政策課			担当者 総務班	
課番号	060008	係番号	01	電話番号	866-2330
				作成年月日	

事務事業コード	2006-060008-01-02				
事務事業名	県外事務所費				
歳出事業コード(1)	301003002	事業区分	D1		
歳出事業名(1)	大阪事務所費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	2. 内部事務事業
---------	-----------

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'						
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'						
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	47,578	46,457	46,938	43,228	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F	48,904	47,745	48,226	44,512	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 -
(判定内容) :-	
判定根拠	
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) :-	
判定根拠	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

3. 役割分担（守備範囲）		判定 -
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) :-		
判定 根拠		
(2) 市町村、国との役割分担		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	業務に会計業務が多く含まれる。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	県の各部局に同業務がある。	

6. 対象の妥当性		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠		

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 -
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) :-		
判定 根拠		

第2表 事務事業の自己評価(つづき)

8. 対費用効果
 (1) 費用(投入資源=インプット)と成果(アウトカム)の相関関係をみると
 (判定内容):-

判定 | -

判定根拠

(2) 費用と結果(活動指標=アウトプット)の相関関係をみると
 (判定内容) A1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。
 効率的な業務運営を行った。

判定 | A1

判定根拠

9. 県の負担割合
 (判定内容):-

判定 | -

判定根拠

10. O A化の可能性
 (判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。
 旅費支給事務等一部O A化が可能

判定 | B

判定根拠

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	-
3. 役割分担	(1) 官民	-	
	(2) 県市町村	-	
有効性	4. 民間委託の可能性	B	
	5. 事務事業の選択	C	
効率性	6. 対象の妥当性	-	
	7. 貢献度	-	
8. 対費用効果	(1) 対成果	-	
	(2) 対結果	A1	
9. 県の負担割合	-		
10. O A化の可能性	B		

合計	A	B	C	D	E
	1	2	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価

評価区分	C	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分): C. 見直す
 (具体的方向性): 1. 投入資源は減らすが、成果は向上させる。
 業務の効率化に務める。

判定根拠

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-060008-02-01

事業名	沖縄県産業振興計画関連業務	事業番号	01	課係名	産業政策課 産業企画人材班	係番号	02
-----	---------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県庁各部及び商工労働部各課</p> <p>(2) 現状 ・沖縄県産業振興計画は、主に商工業部門を対象に「沖縄振興計画」の具体的な推進を図る分野別計画として平成14年10月に策定し、平成17年3月に計画期間が終了した。 ・第2次産業振興計画は、平成17年度からスタートしている。</p> <p>(3) 方法 ・沖縄県産業振興計画の進捗管理を行いつつ、計画に基づく施策事業について各課と連携して着実な実施を促進する。 ・沖縄県産業振興計画で掲げた政策指標(目標)の達成に向けて、特別調整費を積極的に活用した施策展開を促進する。</p> <p>(4) 目標 第2次沖縄県産業振興計画で掲げた政策指標(目標)の達成</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 国の沖縄振興計画に基づく、県の分野別計画であるため</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 国の沖縄振興計画に基づく、県の分野別計画であるため</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>9,132 (5,000)</td> <td>5,643</td> <td>5,599</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 産業振興計画推進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	9,132 (5,000)	5,643	5,599	人工数	0.00	0.70	0.60	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	9,132 (5,000)	5,643	5,599												
人工数	0.00	0.70	0.60	0.50												
<p>2. 事業の必要性 沖縄振興計画のアクションプログラムとして、本県産業振興の具体的な推進を図るための方策を整理して展開の道筋を示すことは重要である。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成14年度, 終期: 平成19年度</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 第2次沖縄県産業振興計画に基づく施策事業の推進</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成14年10月に沖縄県産業振興計画を策定し、計画期間である平成14年度から17年度の期間、各種事業を推進した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 1次計画の総点検を踏まえ、策定した第2次産業振興計画の目標達成に向け、取り組む。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 第2次沖縄県産業振興計画で掲げた政策指標(目標)の達成により、民間主導の自立型経済の構築に貢献することができる。</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 泡盛や健康食品等の売り上げが順調に拡大する一方で、企業誘致関連では、達成率が低かった。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 第2次沖縄県産業振興計画で掲げた政策指標(目標)の達成に向けて取り組んでいるところ。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 産業政策課 産業企画人材班				
評価責任者	産業政策課		担当者 産業企画人材班		
課番号	060008	係番号	02	電話番号	866-2330
				作成年月日	

事務事業コード	2006-060008-02-01				
事務事業名	沖縄県産業振興計画関連業務				
歳出事業コード(1)	313008028	事業区分	C		
歳出事業名(1)	産業振興計画推進事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
						目標: H20年度
活動指標A			0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'			0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C		0	9,132	5,643	5,599
	人工数D		0.00	0.70	0.60	0.50
	人件費E		0	4,508	3,864	3,210
	合計C+E=F		0	13,640	9,507	8,809

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 -	
(判定内容):	
判定根拠	産業振興を図るための必要な政策提言に関連する業務であり、県民満足度を測る尺度とは直接関係がない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	産業振興を図るための必要な政策提言に関連する業務であるため、直接的には県民ニーズとは関連がないが、産業振興を推進する必要性についての県民ニーズは高いものと考えられる。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 -
(判定内容) :-		
判定 根拠	本県の地域特性を生かした産業振興を図るための政策提言を図る業務であることから、一律に他県とは比較できないものがある。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B: 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	国の沖縄振興計画に基づき、県が策定しなければならない産業振興計画に関する業務であるため、県が実施すべき事項である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B: 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	国の沖縄振興計画に基づき、県が策定しなければならない産業振興計画に関する業務であるため、県が実施すべき事項である。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B: 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	国の沖縄振興計画に基づき、県が策定しなければならない産業振興計画に関する業務であるため、県が実施すべき事項である。	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C: 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	産業振興計画の推進を図るため、「産業振興計画推進事業費」を歳出事業として予算化している。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A: 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	「産業振興計画推進事業」において、各分野の専門家で組織されるアドバイザー会議において抽出された、幅広い、より効果的な意見を計画推進に生かすことができる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B: 大きな影響を与える。		
判定 根拠	「産業振興計画推進事業」において、各分野の専門家で組織されるアドバイザー会議において抽出された、幅広い、より効果的な意見を計画推進に生かすことができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠 平成17年度より施行された第2次産業振興計画（H17～19まで）の推進に係る費用として予算措置されている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠 平成17年度より施行された第2次産業振興計画（H17～19まで）の推進に係る費用として予算措置されている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県が策定しなければならない産業振興計画の推進に係る経費であるため、県が負担するのが妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 事業の性質上、O A化が困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	-
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		C	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
4	6	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 予算額については、妥当だと考え、予算の範囲内でより効果的な施策を構築する必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-060008-02-16

事業名	海外事務所等の管理運営等	事業番号	16	課係名	産業政策課 産業企画人材班	係番号	02
-----	--------------	------	----	-----	---------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 海外事務所、北米委託駐在員及び庁内関係課</p> <p>(2) 現状 現在、産業振興公社が海外4地域(香港、台北、上海、福州)に事務所を設置しているほか、米国ロサンゼルスに委託駐在員を配置している。</p> <p>(3) 方法 海外事務所を所管している産業振興公社及びに運営費補助金・委託料を交付。北米委託駐在員に委託料を交付。</p> <p>(4) 目標 県産品の販路拡大、企業誘致、観光誘客等を図り、本県の産業振興に資する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 個別の業界や企業に偏りなく産業振興を図るため、海外事務所等を拠点に継続的な市場調査やピーアール活動、県内企業の支援を行うことが必要である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県内企業は零細な企業がほとんどであり、独自に海外への販路拡大等を展開するには未だ力不足であるため、県の諸施策により海外展開を支援する。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>128,483</td> <td>109,498</td> <td>128,345</td> <td>119,467</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：海外事務所管理運営事業 北米委託駐在員配置事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	128,483	109,498	128,345	119,467	人工数	1.00	1.00	1.15	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	128,483	109,498	128,345	119,467												
人工数	1.00	1.00	1.15	1.00												
<p>2. 事業の必要性 本県の産業振興を図るには、県産品の新たな販路開拓や国際観光誘客、企業誘致を図る必要があり、そのため海外事務所等を拠点に継続的な市場調査やピーアール活動、県内企業の支援を行う。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成6年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 県内企業等ニーズへの対応 県産品販路拡大業務 国際観光誘客</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 県内企業等ニーズへの対応： 180件(H17)、151件(H16)、189件(H15) 県産品販路拡大業務： 100件(H17)、81件(H16)、75件(H15) 国際観光誘客： 65件(H17)、30件(H16)、55件(H15)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) できるだけ多くの海外情報の提供と県産品、観光の市場拡大等を行う。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 企業の生産 県産品の知名度 観光客</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 海外での原材料調達等ができた。 物産展や商談会ができた。 チャーター便の乗り入れができた。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 海外市場で県産品を定番化する パッケージツアーの企画と実施</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 産業政策課 産業企画人材班				
評価責任者	産業政策課		担当者 産業企画人材班		
課番号	060008	係番号	02	電話番号	866-2330
				作成年月日	

事務事業コード	2006-060008-02-16				
事務事業名	海外事務所等の管理運営等				
歳出事業コード(1)	302007900	事業区分	C		
歳出事業名(1)	海外事務所管理運営事業				
歳出事業コード(2)	302007901	事業区分	C		
歳出事業名(2)	北米委託駐在員配置事業				
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	050401	計画名	産業振興計画		
			政策目標	販路開拓と物流対策		
			施策	販路開拓の支援		
	再掲コード	060201	計画名	国際交流・協力推進計画		
			政策目標	世界各地とのネットワークの形成		
			施策	ウチナーンチュ・ネットワークの推進		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	県内企業ニーズ対応					
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)	県産品の販路拡大業務					
成果指標名又は成果の内容(B')						
< 指標の推移 >	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	189.00	151.00	180.00	/	200.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
活動指標B	件	75.00	81.00	100.00	/	110.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	128,483	109,498	128,345	119,467	/
	人工数D	1.00	1.00	1.15	1.00	/
	人件費E	6,630	6,440	7,406	6,420	/
	合計C+E=F	135,113	115,938	135,751	125,887	/

県内企業ニーズ対応は、情報提供、市場調査、企業活動支援等件数
 販路拡大業務は、展示・商談会等対応、マスコミ対応等に係る件数

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C：不満を持っている人が多い。	
判定根拠	三次にわたる沖縄振興計画を実施し、社会資本整備が進められてきた中、依然として全国で最も低い県民所得、最も高い失業率という状況に改善が見られないため。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A：増加傾向	
判定根拠	経済活動のグローバル化が急速に進展する中、海外市場展開を目指す県内企業が増えてきており、また、貿易振興、観光客増大、海外企業の県内誘致により本県産業の振興が図られることから、海外事務所を拠点として、経済・貿易情報の収集、県産品販路拡大、現地活動支援等に対する期待は高まっている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	九州では、福岡県、佐賀県が各5か所の海外事務所を設置しており、本県はそれに次いで4か所の海外事務所を設置し、県産品の販路拡大、県内企業の現地活動等を支援している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定根拠	産業の振興、活性化を図るため、対外経済交流や貿易の拡大・促進を図ることが重要であり、強力に対外経済交流・貿易振興を促進する必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定根拠	人、資本等の経営資源面において十分でない県内企業が、独自に海外展開を図るには負担が大きくなるため、地理的特性を生かした県の諸施策により海外展開を支援する必要がある。また、市町村が単独で海外事務所を設置、運営するには財政的に厳しいと考えられる。	
4. 民間委託の可能性		判定 C
(判定内容) C. 現在、県が直接実施しているが、民間委託（一部委託含む）が可能である。		
判定根拠	(財) 沖縄県産業振興公社への事業補助及び福建・沖縄友好会館の運営委託、北米駐在員の委託などにより対外経済交流ネットワークの形成を図っている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	海外事務所、駐在員の配置等により対外経済交流ネットワークを形成し、県内企業の海外展開支援や県産品・観光の海外市場開拓を行っており、他に類する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 C
(判定内容) C. 対象が広すぎるため、目標達成に向けた効果が薄くなっている。		
判定根拠	海外事務所は、海外での県の窓口として守備範囲が広くなりがちであり、業務の煩雑さから成果が見えにくい状況となっている。このことから、ターゲットとする国・地域の特性に応じて、目標を明確にし、その達成を図るための業務に特化していく必要がある。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	広大な海外市場に県産品が受け入れられることにより、県内製造業や貿易業の振興が図られ、海外企業誘致による県内雇用創出と技術習得、国際観光誘客による観光関連業の振興等、県内産業全体の活性化に繋がる。また、国際展開を図る県内企業に対して直接的な支援を行う事業であり貢献度は高い。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 2
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。		
判定 根拠	県の海外での事業展開は費用が大きくかかるが、投資対効果を踏まえて経費の削減に努められている。輸出額及び県産品の海外売り上げ等着実な成果がみられるものの、未だ全国水準には至っていない。国際観光誘客数においては、減少傾向にあり総体的に成果は横ばいとなっている。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。		
判定 根拠	海外事務所を中心に所管区域の経済・貿易情報の収集と提供、海外展開支援等の県内企業のニーズ対応、県産品の販路拡大業務、国際観光誘客、企業誘致活動を行っているが、海外での県の窓口として他業務の煩雑さから業務の結果は横ばいとなっている。今後は、より効率的な事務運営に努めつつ、業務の重点化を図り、目標達成に向けて事務所の機能を整理強化していく必要がある。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定 根拠	経営資源面において十分でない県内企業の海外展開を支援する事業として、県の負担は妥当なものと判断され、さらに投資効果を踏まえて経費削減に取り組んでいるところである。	

10. O A 化の可能性		判定 D
(判定内容) D. O A 化済（一部 O A 化含む）である。		
判定 根拠	海外事務所、委託駐在員とも、インターネットを利用した情報交換を実施している。また、(財)沖縄県産業振興公社ホームページに海外ビジネスポータルサイトを設け、各事務所からの情報発信機能を強化している。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	B
	(2) 県市町村		B	
4. 民間委託の可能性			C	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			C
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2	
		(2) 対結果	A 2	
	9. 県の負担割合			A
10. O A 化の可能性				D

合計	A	B	C	D	E
	5	4	3	1	

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 B 具体的方向性 1
(評価区分) : B. 現状維持		
(具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定 根拠	平成17年2月に開設した上海事務所においては、本県が急速に発展し人口規模も大きい同地と直行便で結ばれていることから、引き続き沖縄に対する認知度向上に重点を絞った事業展開を図ることで、国際観光誘客の増加等が期待できる。 また、運営を民間委託化した福州事務所においては、民間ノウハウの活用により、より一層効果的な県内企業進出の支援等を実施していく。 香港、台北、北米においては県産品の定番化が図られつつあり、物産展開に重点を置いた事業を行うことで輸出額の増大が期待できる。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-060008-03-04

事業名	鉱業振興開発促進事業	事業番号	04	課係名	産業政策課 産業基盤班	係番号	03
-----	------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 採石法、砂利採取法及び鉱業法に基づく事業</p> <p>(2) 現状 採石業及び砂利採取業について、その事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他規制等を実施している。また、鉱業法第24条の規定による国との協議に際し、鉱業権出願区域に係る関係市町村、県関係機関との意見調整を行っている。</p> <p>(3) 方法 採石法及び砂利採取法に基づく業務主任者試験の実施、採石業者及び砂利採取業者の登録、岩石及び砂利採取計画の認可事務。また鉱業法24条の規定による関係市町村及び県関係機関への意見照会。</p> <p>(4) 目標 岩石採取及び砂利採取に伴う災害を防止するとともに、業者及び業界の健全な発展を図る。また鉱業権出願区域における公益上の支障が無いようにする。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか ・採石法及び砂利採取法の規定により、県が実施することとなっている。 ・鉱業法第24条の規定により、国は都道府県知事に協議しなくてはならない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 上記に同じ。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>959</td> <td>889</td> <td>750</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：鉱業振興開発促進費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	959	889	750	682	人工数	0.50	0.50	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	959	889	750	682												
人工数	0.50	0.50	0.50	0.50												
<p>2. 事業の必要性 採石法及び砂利採取法、鉱業法の適正な運用を図るため。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 登録、認可及び関係機関との調整</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) ・採石法 (新規登録0業者 < 累計6業者 >、事業計画認可0業者、業務管理者試験受験者2人) ・砂利採取法 (新規登録3業者 < 累計229業者 >、事業計画認可6業者、業務管理者試験受験者13人) ・鉱業法 (平成17年度における24条協議件数42件)</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) ・採石法及び砂利採取法に基づいて、引き続き県が実施することとなっている。 ・鉱業法に基づいて、国から県知事に引き続き協議が行われる。</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 調和の取れた資源開発</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) ・採石法に関しては、近年、認可実績なし。 ・砂利採取法に関して、法の適正な運用を図るため、登録者・認可者に対して事業計画認可時及び現場調査時等において指導を行った (採取に伴う災害発生件数0件)。 ・鉱業法第24条意見協議に対して44件 (H17年度) の回答を行い、調和の取れた資源開発を求めた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 今後とも自然環境、地域住民の生活環境に配慮した適正な資源開発に努める。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 産業政策課 産業基盤班				
評価責任者	産業政策課			担当者 産業基盤班	
課番号	060008	係番号	03	電話番号	866-2330
				作成年月日	

事務事業コード	2006-060008-03-04				
事務事業名	鉱業振興開発促進事業				
歳出事業コード(1)	313004001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	鉱業振興開発促進費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	鉱業法第24条の規定による県関係機関、関係市町村への意見照会					
成果指標名又は成果の内容(A')	鉱業法第24条の規定による県知事回答					
活動指標名又は活動の内容(B)	岩石採取計画認可及び砂利採取計画認可					
成果指標名又は成果の内容(B')	採取に伴う災害発生件数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	34.00	16.00	42.00		0.00
成果指標A'	件	70.00	19.00	44.00		0.00
活動指標B	回	3.00	1.00	2.00		0.00
成果指標B'	回	0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	959	889	750	682	
	人工数D	0.50	0.50	0.50	0.50	
	人件費E	3,315	3,220	3,220	3,210	
	合計C+E=F	4,274	4,109	3,970	3,892	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	採石法、砂利採取法及び鉱業法に基づき、採取に伴う災害の防止を図るとともに、自然環境、地域住民の生活環境に配慮した資源開発を求めていることで、県民の満足度は比較的高い。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	採石業、砂利採取業及び鉱業法に基づく砕石業については、採取に伴う災害の防止を図るとともに、自然環境及び地域住民の生活環境に配慮した適正な資源開発が求められており、環境問題に対する住民意識の高揚とともにそのニーズは高まってきている。このため、このようなニーズの実現を図ることを目的とする業者登録、認可業務及び関係機関との協議、調整業務等に対する県民ニーズは高い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	都道府県連絡協議会及び九州ブロック担当者会議への出席や全国アンケート調査などにより他府県との情報共有、運用の統一化が図られており、サービス水準は全国並みを維持している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	採石法及び砂利採取法の規定により、県が実施することとなっている。また、鉱業法第24条の規定により、国は県知事に協議することとなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	採石法及び砂利採取法の規定により、県が実施することとなっている。また、鉱業法第24条の規定により、国は県知事に協議することとなっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国は鉱業法第24条に基づき、県知事に協議しなければならない。 ・業を行おうとする者は県知事の登録が必要。（採石法第32条、砂利採取法第3条） ・採石業務管理者、砂利採取業務主任者の試験は県知事を実施する。（採石法第32条の13、砂利採取法第15条） ・岩石、砂利の採取を行う場合は県知事の認可が必要。（採石法第33条、砂利採取法第16条） 	
5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定根拠	砂利採取計画認可事務については、陸砂利は観光商工部、海砂利は土木建築部、農林水産部で所管している。海岸の管理者により所管を分けているが、いずれも砂利採取法を根拠法とし、砂利採取に伴う災害を防止するという目標は同一である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	採石法、砂利採取法及び鉱業法に基づいて、採取に伴う災害を防止するとともに、自然環境、地域住民の生活環境に配慮することは、適正な資源開発を求める上で効果的である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定根拠	採石法、砂利採取法及び鉱業法に基づいて、適正な資源開発を求めることにより、採取に伴う災害の防止が図られるとともに、自然環境及び地域住民の生活環境に配慮した事業の実施が期待出来る。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定 根拠	経費節減等により、事業に要する費用は低下しているものの、鉱業法に関する業務に関しては、国の鉱業権出願処理促進策に伴い、国からの協議件数が急増しており、今後も増加する見込みである。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると		判定 A 1
(判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		
判定 根拠	経費節減等により、事業に要する費用が減少してきているが、鉱業法に関する業務に関しては、国の鉱業権出願処理促進策に伴い、国からの協議件数が急増しており、今後も増加する見込みである。 そのため、現場立会に要する旅費が不足してきており、自然環境及び地域住民の生活環境に配慮した適正な資源開発の促進に支障を来す懸念がある。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定 根拠	採石法及び砂利採取法に関しては、業者登録、採取計画認可、試験実施業務等を行っており、申請者等から手数料を徴収しているが、九州各県の状況及び受益者負担分を勘案のうえ、手数料額を設定していること、鉱業法に基づく事業に関しては、関係機関等との調整による旅費にほぼ限定されており、県負担割合は妥当である。	

10. O A化の可能性		判定 B
(判定内容) B. O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。		
判定 根拠	採石法及び砂利採取法に関しては、業者登録、採取計画認可、試験実施業務等を行っているが、申請件数が少なく、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。また、鉱業法に基づく事業に関しては、図面による関係機関等との調整業務が多く、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。	

11. 判定結果				
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			C
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
		(2) 対結果	A 1	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性				B

合計	A	B	C	D	E
	8	4	1		

12. 所管課の総合評価		総合評価
		評価区分 B 具体的方向性 1
(評価区分) : B. 現状維持		
(具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定 根拠	近年は、鉱物資源の開発に伴う災害の防止を図ることはもちろんのこと、環境保全に対する住民の意識の高まりとともに、従来にも増して、自然環境、地域住民の生活環境に配慮した適正な資源開発が強く求められるようになっている。 また、国の鉱業権出願処理促進策に伴い、鉱業法第24条に基づく国からの協議件数が急増しており、今後も増加する可能性がある。 このような中、経費節減等により、事業に要する費用が年々減少し、鉱業法第24条協議に伴う現場立会等に要する旅費が不足してきているため、自然環境等に配慮した適正な資源開発の促進に支障を来すことが懸念される。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-060008-03-05

事業名	地下資源開発事業	事業番号	05	課係名	産業政策課 産業基盤班	係番号	03
-----	----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県内に賦存する地下資源</p> <p>(2) 現状 国の調査等により、水溶性天然ガスの賦存が確認されている。</p> <p>(3) 方法 鉱業権及び付帯財産の管理、地下資源有効活用方策の促進</p> <p>(4) 目標 秩序ある開発の維持、有効活用</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 今後の県内エネルギー需給見通しをふまえた地下資源の有効な活用と秩序ある開発を維持していく必要があるため。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県が保有する鉱業権及び天然ガス井施設(糸満市)を有効活用するとともに、地産地産型エネルギーとして民間企業等による開発等を促進するため。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,432</td> <td>867</td> <td>867</td> <td>931</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 地下資源開発事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,432	867	867	931	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,432	867	867	931												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 本県に賦存する地下資源は、本県の数少ない資源の一つであり、その有効活用を図ることにより産業の振興に資する。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 60, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 鉱業権及び付帯財産の保有・維持管理 天然ガス有効活用の促進</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 鉱業権及び付帯財産の保有・維持管理 天然ガス有効活用の促進</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) ・県内天然ガス5井施設(糸満市4、那覇市1)については引き続き維持管理を行う。 ・県内に賦存するとされる未利用の水溶性天然ガスを有効活用するためには、地産地消型エネルギーとして地元民間企業による開発を促進が必要であることから、そのための基礎データ整備として国の基礎試錐等による支援を要請していく。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 秩序ある開発を図る。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成14年度の実証試験で水溶性天然ガスを活用した発電システムを導入したことにより、那覇市内のホテルでは年間数百万円の光熱費削減につながっている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) ・既存ガス井及び未利用の水溶性天然ガスについては、国内の先行事例(マイクロガスタービンによる発電システム導入、付随水の温泉利用)を検証しつつ、地域振興の観点からも鉱業権及びガス井施設のあり方を検討していく。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	観光商工部 産業政策課 産業基盤班				
評価責任者	産業政策課			担当者 産業基盤班	
課番号	060008	係番号	03	電話番号	866-2330
				作成年月日	

事務事業コード	2006-060008-03-05				
事務事業名	地下資源開発事業				
歳出事業コード(1)	317001002	事業区分	C		
歳出事業名(1)	地下資源開発事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	県有財産評価額					
成果指標名又は成果の内容(A')	県内天然ガスの事業化件数					
活動指標名又は活動の内容(B)	県管理のガス井数					
成果指標名又は成果の内容(B')	県内天然ガス事業の検討件数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		30,350.00	12,979.00	12,979.00	/	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
活動指標B		5.00	5.00	5.00	/	0.00
成果指標B'		2.00	2.00	2.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,432	867	867	931	/
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	/
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	/
	合計C+E=F	4,758	2,155	2,155	2,215	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	設備及び鉱業権の維持管理を行うとともに、水溶性天然ガスに関する情報提供を求める市町村に対して、過去の報告書等を開示している。(H13~14年 具志頭村(現;八重瀬町)、H14~15年 城辺町(現;宮古島市)、H16~17年 糸満市)
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	関係市町村が策定した地域新エネルギービジョンの中に、水溶性天然ガスを地産地消型エネルギーとして活用したコージェネレーションシステム導入が盛り込まれており、県有施設に係る有用性はあるものと認識している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	設備及び鉱業権の維持管理を行うとともに、過去に生産していた水溶性天然ガスについて市町村及び地元民企業等へ情報開示し、その利活用について意見交換している。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	本県は島嶼県であり、エネルギー基盤が他県と比較して弱いことから、県としてもエネルギー供給を自給率を向上させるために地下資源（水溶性天然ガス）の活用促進を図る必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県による事業の実施が妥当であるが、一部は民間による施設の活用が可能である。	
4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	県有財産の維持管理であるため。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	県有財産の維持管理であるため。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	県有財産の維持管理であるため。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	県有財産の維持管理であるため。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	県有財産の維持管理を行う経費であり、適正に維持している。なお、平成18年度は県有財産（ガス井施設）の保安管理の観点から保守点検の業務委託期間を従来の「6ヶ月」から「12ヶ月」へ変更したことに伴い、委託費が微増した。（20万円 36万円）
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	県有財産の維持管理を行う経費であり、適正に維持している。
----------	------------------------------

9. 県の負担割合 判定 A
 (判定内容) A：妥当である。

判定 根拠	維持している財産による水溶性天然ガスの開発に向けた検討は、エネルギー多様化に備えること及び地球温暖化対策の観点からも公共性が高いと思料される。天然ガスは石油に比較してCO2排出量が2～3割少ないこと等からクリーンエネルギーとされている。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 D
 (判定内容) D：O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	事務作業については、既にP C等を活用している。
----------	--------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較		B
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
4. 民間委託の可能性		B	
有効性	5. 事務事業の選択		A
	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		D	

合計	A	B	C	D	E
4	6	2	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：1：投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	県は、昭和62年に解散した沖縄県天然ガス（株）から引き継いだ鉱業権（4件）と鉱業出願権（試掘2件、採掘44件）及び付帯設備を管理している。鉱業権等は、現在県が保有する設備（ガス井施設）が生産休止中ということもあり活用されていない。しかし、島嶼県である本県は他県に比較してエネルギー基盤が弱いことから、こうした鉱業権を活用して未利用の地下資源（水溶性天然ガス）を地産地消型エネルギーとして開発・利用し、エネルギー自給率向上を図ることはエネルギー安定供給の確保の観点からも重要である。こうしたことから、県は、今後、当該事業により保有する鉱業権を有効活用し、新たな地下資源開発に向けた取り組みを図る必要があると思料する。
----------	---